

売却区分番号	1003-1		
見積価額	¥7,320,000	公売保証金	¥750,000
財産の表示	<p>1 所在 兵庫県加古川市別府町西町 地番 22番 地目 宅地 地積 110.08 m<sup>2</sup></p> <p>2 所在 兵庫県加古川市別府町西町 地番 23番 地目 宅地 地積 92.90 m<sup>2</sup></p> <p>3 所在 兵庫県加古川市別府町西町 23番地、22番地 家屋番号 23番の2 種類 事務所 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 37.89 m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200%</p> <p>第三種高度地区 居住誘導区域</p>		
接道状況	公売財産1及び2は、南側で幅員約6メートルの舗装市道「新野辺南線」、西側で幅員約4メートルの舗装市道「西町2号線」にそれぞれほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産1及び2は、2筆一体で、間口約12.5メートル、奥行き約16メートルのほぼ長方形の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産1及び2は、公売財産3の敷地として利用されている。 公売財産3は、平成17年6月頃の建築であり、令和7年5月現在、利用されていないと見込まれる。		
管理状況等	—		
特記事項	<p>公売財産1及び2には、令和7年5月現在、プレハブ小屋が存在する。 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、大阪国税局が適格請求書を交付します。</p> <p>課税資産の価額が占める割合 9.25パーセント 事業専用割合 100パーセント</p>		
住居表示等	兵庫県加古川市別府町西町22番ほか		
最寄駅等	山陽電気鉄道 本線 別府駅 南西方約1.1キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。</p> <p>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p> <p>4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対</p>		

売却区分番号	1003-1		
見積価額	¥7,320,000	公売保証金	¥750,000
	<p>して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うこととなります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

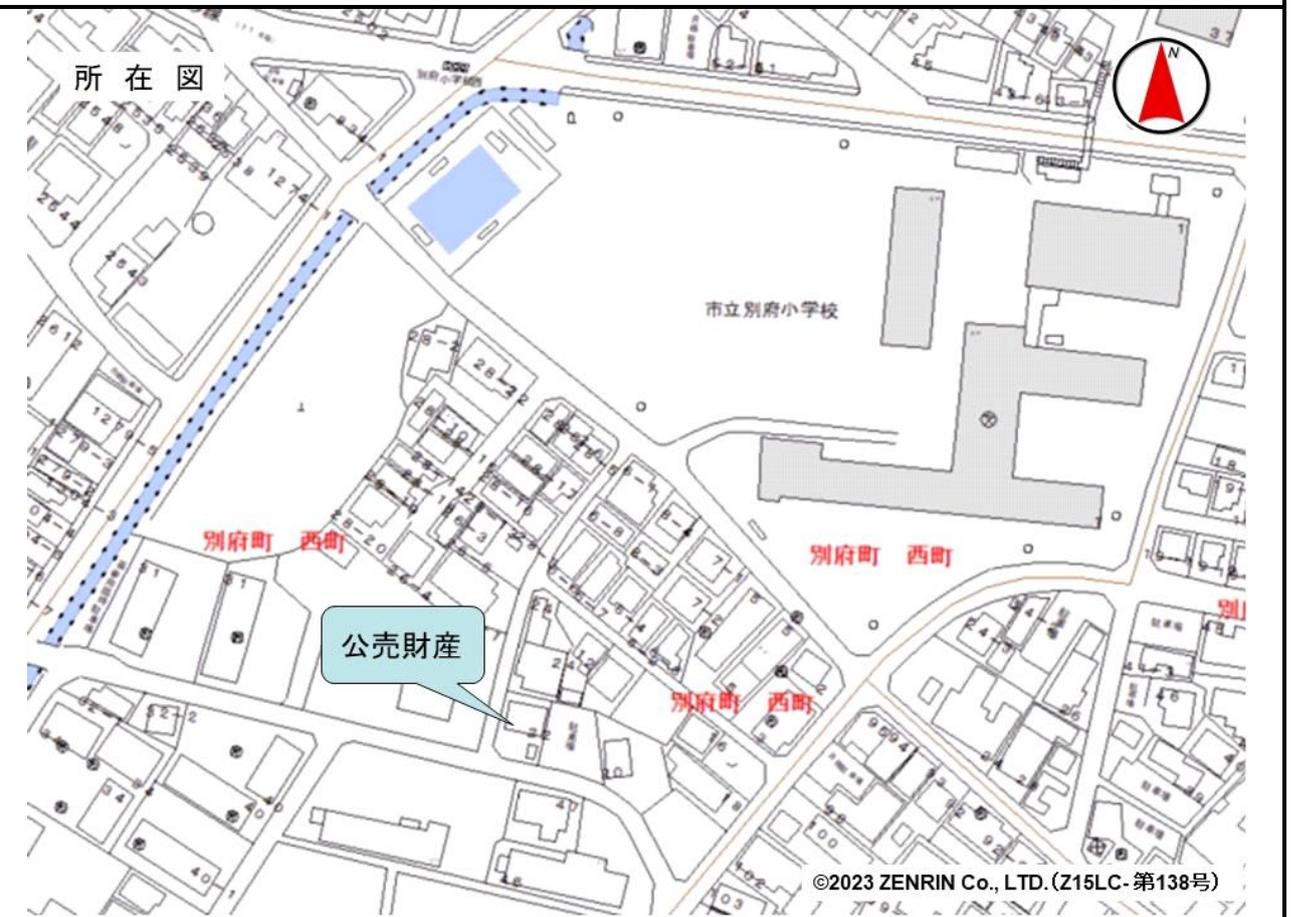
売却区分番号

1003-1

所在図

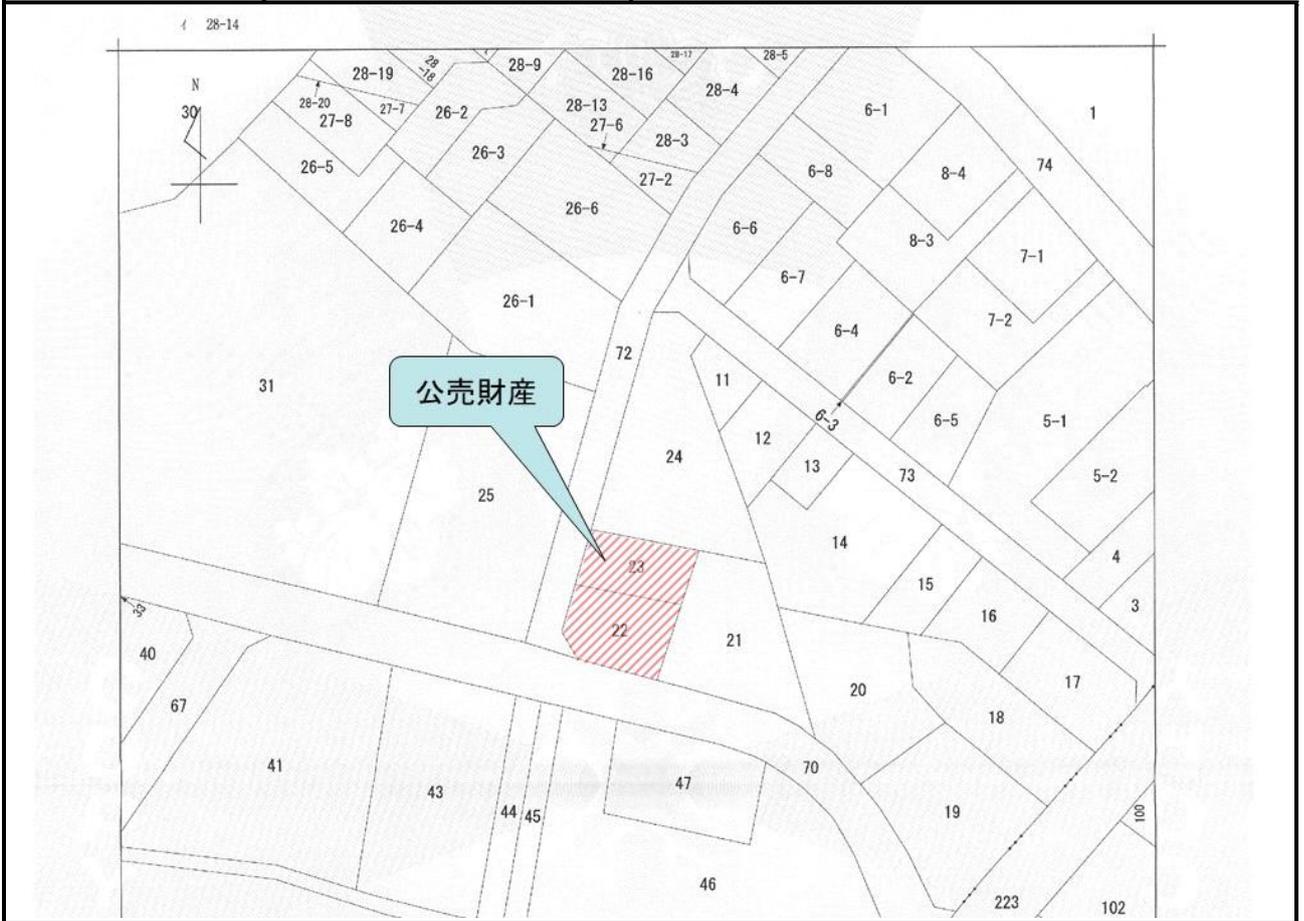


所在図



売却区分番号

1003-1

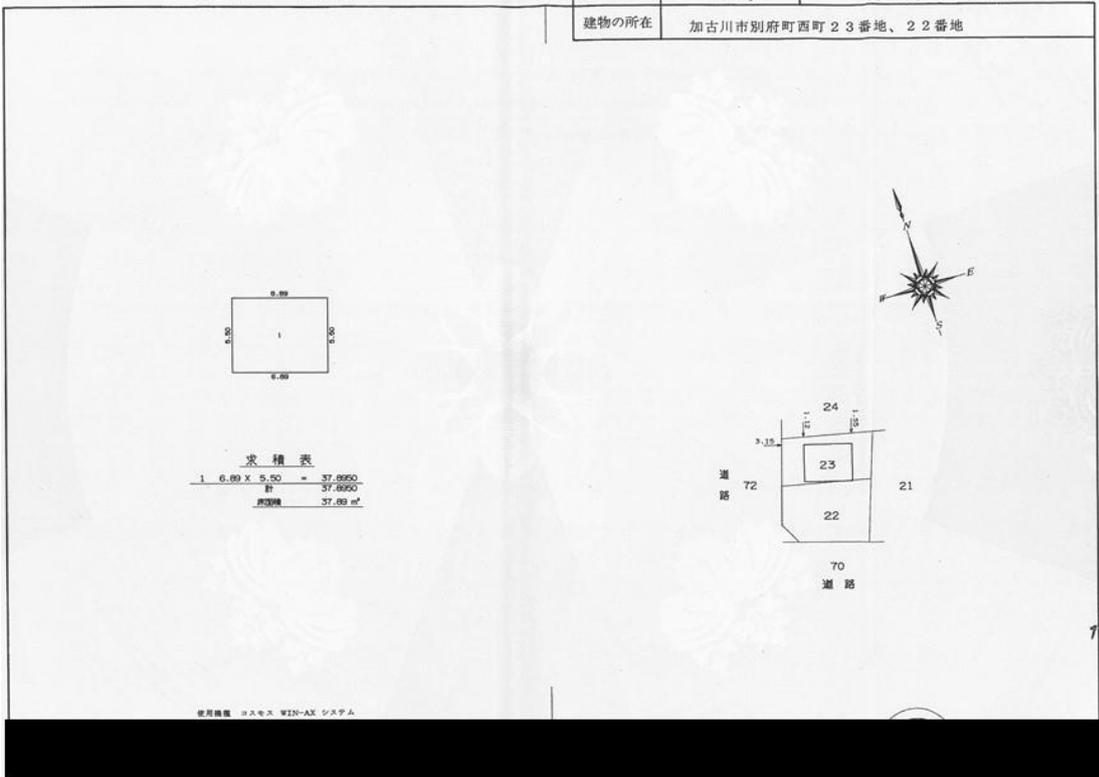


日：平成17年9月26日

各階平面図

家屋番号	23-2
建物の所在	加古川市別府町西町23番地、22番地

建物図面  
各階平面図



売却区分番号

1003-1

